

■【トピックス】

どじょう増税内閣、発進？



新しい総理大臣は自らをドジョウに譬えましたが、財政を重視して増税路線に舵を切るようですね。

国が抱える天文学的な債務を考えると、いずれは増税やむなしという時期がくることを避けられないことは、多くの国民が理解しています。

しかし、その前に、まず国会議員から自らの身を切り詰めてほしいですね。議員定数の削減、議員歳費の削減、政党助成金の削減など、議員自ら範を示してから増税をお願いします。

■【ビジネス・アイ】

金取引の支払調書

社長 「最近、金の値段が上がっているだろう。それで女房が、昔俺がプレゼントした宝飾品を売りに行っているんだよ。売れるときに売るとき。愛情もへったくれもないね」

花野 「そうですか。最近の金の価格は異常なぐらい上がっていますからね。売却される人も多みたいですね」

社長 「でも、売って儲けたら税金かかるんだよ」

花野 「そうです。譲渡所得としてその他の所得と合算して総合課税されますね。でも 50 万円の特別控除があるので、それ以外のものと合わせて 50 万円以下であれば課税はありませんよ」

社長 「女房のヤツ、いくらで売ったか教ええないんだよ。税務署はわかるの？」

花野 「業者に税務調査でもしないと分からないでしょうね。でも来年の1月1日からは、業者は1回の取引金額が 200 万円を超えると税務署に支払調書を提出しなければならなくなるので、把握されますね」

社長 「そうなんだ！ということは今年中なら税務署には連絡されないんだ」

花野 「直接は連絡されませんが、業者には犯罪収益移転防止法に基づく本人確認・取引記録を7年間保存する義務があります」

社長 「ということは、やっぱり悪いことは考えてはダメだということだね」

花野 「そういうことですね」

■【今月のキーワード】

法定調書

法定調書とは、税法等の規定により、税務署長に提出が義務付けられた書類のことをいいます。その種類は 50 種類以上あります。

代表的なものは、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」などです。

これらによって税務署は、法人や個人の所得等を把握することになります。

法定調書以外に、任意に提出を求められる「取引資料せん」というものもあります。

■【今月の1冊】

『なぜネットでピアノが売れるのか』

石山 雅雄 著

文芸社 ¥1200

高額商品であるピアノをネットで売る！それも中古のピアノを毎月コンスタントに 30 台以上売り続ける秘密を全て公開しています。

キーになるが動画です。著者の Web サイトを見ると数多くの動画がアップされています。決して、完成度が高いわけではありませんが、必要な情報を漏らさず提供しています。ネットで売れないものはないかもしれませんね。



■【編集後記】

9月16日は、広島で日本公認会計士協会の研究大会がありました。1年ぶりにお会いする方々と情報交換し、広島の方に美味しいものをご馳走になりました。お好み焼きに、ネギを薬味の餃子など。それにしても広島人は熱いですね。

『NEWS LETTER』vol. 55（毎月1日発行）

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2011.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>